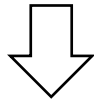


## 児童通所サービス 申請の流れ

・児童通所サービス（国が定める障害児通所給付。児童発達支援・放課後等デイサービス等）は、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等をお持ちの方が申請することができます。ご本人がまだ障害者手帳をお持ちでない場合、個別にご相談ください。

### 1 見学・体験利用

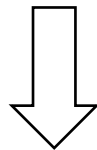
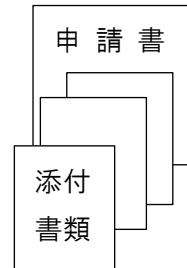
・通所支援サービス事業所に見学・体験に行き、通所を希望する事業所を決めてください。



### 2 市役所に通所受給者証を申請

・利用開始するには、障がい福祉課に通所受給者証の申請が必要です。  
・受給者証を新規申請する方は、担当地区ケースワーカーへの申請が必要になりますので、事前に来庁希望日を電話でご連絡ください。  
・児童通所サービスの利用に際し、課税世帯の方は利用額に対する1割の月額自己負担（受給者証に月額上限額を表記します）が発生する場合があります。

- (1) 障害者手帳、又は通所が必要との内容が記載されている医師意見書（障害者手帳をお持ちでない方）
- (2) 印鑑
- (3) 本人及び保護者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード又は通知カード）
- (4) 通所サービス利用計画書（案）
- (5) ※ 住民票の世帯全員の課税証明書、又は非課税証明書
- (6) ※ きょうだいの在園証明書 ※状況により、提出が不要
- (7) ※ 上限管理事務依頼届出書 となる場合があります。



申請者様宛に受給者証を郵送



### 3 通所サービス利用開始

・通所サービス利用計画案をもとに市から受給者証が交付されます。受給者証の交付を受けた後、事業所と契約をして利用開始となります。  
・毎年、受給者証の更新が必要となります。市役所から更新のご案内が届きましたら、お手続きをお願いします。

#### お問い合わせ

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

鎌ヶ谷市役所 障がい福祉課 支援係

【直通】047-445-1307 【代表】047-445-1141（内線708）

このご案内は厚生労働省が作成する事務処理要領等を基に作成しております。  
制度は国の通知等により変わる場合がありますので、最新の状況をご確認ください。

## 児童通所サービスの全体イメージ

### 障害児通所支援

主に通所により、日常生活での基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

サービス利用により、一部利用負担が発生する場合があります

#### 未就学児が対象のサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

#### 就学児以上が対象のサービス

- ・ 放課後等デイサービス



### 障害児相談支援

通所事業所や通所日数について相談をお受けし、市役所へ提出するサービス利用計画案を家族に代わって作成・提出します。

また、利用開始後は定期的に利用状況の確認（モニタリング）や、事業所等と連絡調整を行います。

障害児相談支援に関し、利用者負担は発生しません。

### 利用者負担について

児童通所サービスを利用する場合は、サービス利用費の1割が利用者負担額となります。ただし、利用者負担額には世帯の所得に応じた負担上限月額が定められます。負担上限月額は通所受給者証に記載されますので、交付を受けた後にご確認ください。

| 所得の状況                   | 負担上限月額  |
|-------------------------|---------|
| 生活保護受給世帯                | 0円      |
| 市民税非課税世帯                | 0円      |
| 課税世帯で、市民税所得割額が28万円未満の世帯 | 4,600円  |
| 上記以外の課税世帯               | 37,200円 |

(令和元年7月1日現在)

また、世帯状況や本人の年齢によって他子軽減や無償化対象となる各種減免制度があります。減免の対象となる場合、受給者証にその旨を記載いたします。

このご案内は厚生労働省が作成する事務処理要領等を基に作成しております。

制度は国の通知等により変わる場合がありますので、最新の状況をご確認ください。